

●香川県告示第348号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

愛媛県四国中央市金生町下分130番地

ユニ・チャームプロダクツ株式会社 代表取締役社長 石川 英二

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺市豊浜町和田浜1496-1

ユニ・チャームプロダクツ株式会社 四国工場

(3) 変更しようとする事項の内容

排水口の新設（新設10箇所（雨水専用9箇所、雨水+冷却水用1箇所））及び位置の訂正（13箇所（雨水専用3箇所、雨水+冷却水用9箇所、工程排水用1箇所））

(4) 特定施設に関する事項

変更無

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(6) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 2 排 水 口	
排水	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	15	20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	15	20
	浮遊物質 (mg/L)	15	30
	窒素含有量 (mg/L)	4	6
	りん含有量 (mg/L)	2	4
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	3,000
排水の量	(m ³ /日)	140	185

他に排水口が31箇所ある。（雨水専用13箇所、雨水+冷却水用16箇所）

（備考）今回、新たに雨水専用の排水口を9箇所、雨水+冷却水用の排水口を1箇所設置する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年7月20日から同年8月10日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

